

高知龍馬空港新ターミナルビル特殊設備
(ボディスキヤナー)

仕様書

令和7年12月

高知県総合企画部交通運輸政策課

1. 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、高知龍馬空港新ターミナルビルの国際線保安検査場で使用するボディスキャナーに適用するものであり、当該機器に関する製作、設置、試運転、検査員への教育訓練等に係る仕様を示すものである。

1.2 納入物品及び数量

ボディスキャナー 1基 (製作・搬入・据付・調整含む。)

なお、納入機器の詳細仕様は、「3 納入機器仕様」を基本とする。

1.3 納入場所

高知龍馬空港 (南国市久枝乙 58 番地)

1.4 納入期限

令和 8 年 10 月 9 日

1.5 納入に関する一般事項

- 1.5.1 受注者は、本物品納入の履行に関し、発注者との連絡調整その他必要な事項を行うために、主担当者を選任するものとする。
- 1.5.2 受注者は、契約締結後、速やかに概略工程表を提出するとともに、納入に関する詳細な打合せを行うこと。
- 1.5.3 使用する材料および部品は、全て新品とする。
- 1.5.4 本物品納入に当たり、既存部分を汚染又は損傷するおそれのある場合は、適切な方法で養生を行うものとし、作業完了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うものとする。
- 1.5.5 改善の必要が認められる事項が発生した場合は、発注者と協議すること。
- 1.5.6 本調達を受注者は、発注者の指示のもと、高知県が別途発注する関連工事及び工事関係者と協力し、本物品の円滑な納入に努めること。

1.6 提出書類

- | | |
|------------------|----|
| ①機器仕様書 | 3部 |
| ②各種試験及び検査成績書 | 3部 |
| ③取扱説明書 | 3部 |
| ④その他発注者が必要と認めたもの | |

1.7 検査

検査は、納入場所において、発注者及び検査員立会いの下で実施するものとし、仕様書に規定する諸条件を満たしていることを確認する。なお、これに必要な人員、設備、測定機器及び消耗品は全て受注者の負担で準備すること。

1.8 取扱説明及び教育

受注者は、本物品納品後、現地関係職員（取扱者及び保守担当者）に対し操作方法について十分な教育、訓練を行うこと。

1.9 保証期間

納品引渡し後、1年以内に設計及び製造上の欠陥に起因する不具合・事故・故障等が発生した場合は、受注者の責任において無償で修理するものとする。

2 一般共通事項

2.1 使用言語及び計量単位

言語は、慣用的外来語を用いる場合を除き日本語とする。

計量単位は、原則として国際単位系（SI系）を使用するものとする。

2.2 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本物品納入により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。

2.3 秘密の保持

受注者は、本物品納入の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

3 納入機器仕様

納入機器の詳細仕様は以下のとおりとする。

なお、以下に明記されている数値は標準の設計値とする。

・法規制

電波法に準拠していること。

・認証

TSA および ECAC Standard 2.1 の認証を取得していること。

・電波

使用する電波の周波数はミリ波帯域（30～300GHz）のみとすること。

- ・実績
国内空港の保安検査において使用実績がある機種であること。
- ・検査可能範囲
高さ 1.0m から 2.0m までの旅客が検査可能なこと。
- ・ユニバーサルデザイン
検査場の設置スペースの関係上、車イスの旅客が通過できる通路を兼ねること。
- ・付属品
機器本体に付属するモニター以外に検査モニター1台を追加すること。
- ・期待スループット（理論値）
350人/時間以上のスループットを期待できる機器であり、その根拠を示すこと。
- ・構造(故障頻度の低減)
ミリ波を照射する機構において、回転部などの稼働部がないこと。
- ・受検者にかかる負担
同種の検査装置と比較し、必要最小限の動作で検査姿勢に移行できること。

4 設置場所の仕様

設置場所：新ターミナルビル2階保安検査場（添付図のとおり）

搬入ルート：新ターミナルビル北側、東側搬入扉（添付図のとおり）

以上